

「相続人代表者指定届」兼固定資産税「現所有者申告書」

令和 年 月 日

甲佐町長 様

申告者(代表者)

住所

フリガナ

氏名(名称)

個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

連絡先

地方税法第9条の2第1項の規定による被相続人に係る未納の町税等の徴収及び還付手続の相続人代表者を次のとおり届け出ます。また、この代表者を甲佐町税条例第74条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する現所有者の代表者としてをあわせて申告します。

1 固定資産の登記名義人又は補充台帳上の所有者(被相続人)

氏名	
住所	
死亡年月日	令和 年 月 日

2 現所有者(代表者を含む)及び相続人

氏名	住所	被相続人との関係

3 所有権移転登記の予定

済	R 年 月頃	未定
---	--------	----

4 資産の表示

☐ 被相続人に係るすべての固定資産	☐ 別添のとおり
--	---------------------------------

備考 1 固定資産(土地又は家屋等)の登記名義人又は町の土地・家屋課税補充台帳において所有者とされている方(以下、「登記名義人等」とします。)が亡くなった後、当該固定資産について相続登記又は登録がなされるまでの間は、登記名義人等の相続人全員が現在の所有者(以下「現所有者」とします)として連帯して当該固定資産に係る固定資産税の納税義務を負います。

2 この申告書は、1の場合における「現所有者」に対する固定資産税の税額決定や徴収手続(賦課徴収)に必要となるものです。この申告により、今後は、原則として申告書に記載の代表者に対して固定資産税の賦課徴収をいたします。

3 相続人が「現所有者」であることを知った日の翌日から3カ月以内に正当な理由がなくこの申告をしない場合、10万円以下の過料を科される場合があります。

4 固定資産の相続登記は、法務局において手続きが必要です。なお、令和6年4月1日に相続登記が義務化され、正当な理由なく一定の期間内に相続登記を行わない場合、過料が課されることがあります。相続登記に関しては、管轄の法務局へお問い合わせください。(熊本地方税務局:096-364-2145)

5 この申告書の記載内容に変更があった場合は、お手数ですが、役場税務課までご連絡ください。